

設計業務共通仕様書（広島市水道局）

第 1 編 共通編

第 1 条 準用

「設計業務共通仕様書（広島市水道局）」第 1 編は、「調査・設計・測量業務等共通仕様書（広島市）」の最新版の、「1-1 設計業務共通仕様書」第 1 編を準用する。この場合において、本文を下表のとおり読み替える。なお、本共通仕様書において引用している各種基準、規格、規定、法令等については、常に最新のものを参照しなければならない。

共通仕様書（広島市）に規定されている用語等		共通仕様書（広島市水道局）で読み替える用語等	
第 1 章総則 第 1 節総則 (1)	第 1101 条 適用	広島市	広島市水道局
		土木工事	土木工事（水道工事）
		広島市委託契約約款	広島市水道局委託契約約款
		建設コンサルタント等業務用 A 及び B	建設コンサルタント業務等用 A 及び B
	第 1102 条 用語の定義	市長	水道事業管理者
		契約書第 18 条	契約約款第 19 条
	第 1107 条 管理技術者	3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（略）	3. 管理技術者は、特記仕様書で規定する、技術士（略）
	第 1108 条 照査技術者及び照査の実施	詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、（略）	土木設計業務等標準積算基準書を適用する詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、（略）
		(2) 照査技術者は、技術士（略）	(2) 照査技術者は、特記仕様書で規定する、技術士（略）
		（詳細設計に限る）。	（土木設計業務等標準積算基準書を適用する詳細設計に限る。）
	第 1111 条 打合せ等	打合せ記録簿	業務協議内容記録簿
	第 1117 条 成果物の提出	広島市電子納品の手引	工事・業務委託の電子納品の手引（広島市水道局）
	第 1128 条 再委託	広島市の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者	広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者
広島市の指名停止期間中		広島市水道局の指名停止期間中	
第 1132 条 安全等の確保	関係官公署	関係官公庁	

共通仕様書（広島市）に規定されている用語等		共通仕様書（広島市水道局）で読み替える用語等	
第 2 章 設計業務等 一般	第 1206 条 設計業務の内容 第 1209 条 設計業務の条件	予備設計	予備（基本）設計
	第 1209 条 設計業務の条件	広島市土木工事設計標準図	広島市水道局制定「水道工事設計標準図」及び広島市制定「土木工事設計標準図」
	第 1211 条 設計業務の成果	予備設計	予備（基本）設計

第 2 条 詳細設計照査要領

「詳細設計照査要領」は、「調査・設計・測量業務等共通仕様書（広島市）」の最新版の、「1－4 調査・設計・測量業務等共通仕様書（別添）」の「7. 詳細設計照査要領」を準用する。